

平成 27 年度 高知競馬番組編成要領

高知県競馬組合が主催する競馬（以下「高知競馬」という）の番組編成は、高知県競馬組合地方競馬実施条例、同実施規則（以下「規則」という）、同実施細則及びこの要領に定める。

1. 出走の資格及び制限

高知競馬に出走申込又は出走できる馬は次のとおりとする。

- (1) 地方競馬全国協会の登録を受けた軽種馬
- (2) 満二歳以上
- (3) 下記の事項に該当しない馬
 - (ア) 繁殖の用に供された馬
 - (イ) 伝貧検査（一斉の検査を含む）を受けていない馬
 - (ウ) インフルエンザ接種証明書のない馬
 - (エ) 禁止薬物又は規制薬物の影響下にある馬
 - (オ) 理化学検査の結果、禁止薬物陽性と確定され、出走停止期間を満了していない馬
ただし、禁止薬物陽性確定により 2 回以上処分を受けた馬は出走できない。
なお、既に出走申込した馬についても確定の日から適用する。
 - (カ) 視力が正常でない馬
ただし、入厩後外傷により異常を生じたもので、馬検査に合格した馬はこの限りでない。
 - (キ) 瘋疾の程度が重い馬
 - (ク) 当該サイクル登録日の前日までに高知競馬所属きゅう舎に入きゅうしていない馬
ただし、他場所属馬はこの限りでない。
 - (ケ) 出走申込に必要なすべての書類等が提出されていない馬
なお、出走申込はサイクル毎に行う。

必要書類

- 馬登録証
 - 競走馬預託契約書（写）
 - 出走申込書
 - 出走申込料 100 円
- (コ) 過去 1 年のうち 2 回以上出走停止処分を受けた馬
ただし、二歳又は三歳馬で、一般馬に編入されるまでに受けた処分はこの限りでない。
 - (サ) 馬検査を指定されている馬で、馬検査に合格していない馬
 - (シ) 出走する競走前の金曜日までに出走制限及び出走停止期間を満了していない馬
ただし、交流競走出走する他場所属馬は、出走する競走の前日までとする。
 - 裁決委員が指定した馬は、指定された期間出走できない。
 - 自らの事由で競走中止した馬は、当該競走の施行翌日から起算して 20 日間出走できない。
 - 競走中鼻出血（外傷性を除く）を発症した馬は、当該競走の施行翌日から起算して 20 日間出走できない。また、6 ヶ月以内の 2 回目は 30 日間、3 回目は 60 日間出走できない。
 - 大差（3 着から 8 秒以上）で入線した馬は、当該競走の施行翌日から起算して 20 日間出走できない。
ただし、重賞競走、準重賞競走、選抜による競走、級混合競走、交流競走及び裁決委員が指定する競走はこの限りでない。
 - (ス) ニューム製又は鉄製の尋常蹄鉄以外の馬

ただし、実施要領又は実施細目を別に定める競走及び許可を受けた蹄馬はこの限りでない。

- (セ) 規則第67条、第69条、第70条、第71条に該当する馬主の所有する馬
- (ソ) 調教停止処分を受けている調教師の管理する馬
- (タ) 開催執務委員長が出走申込又は出走を認めない馬

2. 転入馬

- (1) 他場所属時の出走歴の有無に関わらず、高知競馬に所属する場合は転入とする。
- (2) 下記の事項に該当する馬は転入できない。
ただし、休廃止の競馬場から転入する馬はこの限りでない。
 - (ア) 発走調教不十分により出走停止処分を受けた後、発走検査指定を受けない5回以上の出走履歴のない馬
 - (イ) 競走調教不十分、能力支障又は健康支障等により出走停止処分を受けた後、5回以上の出走履歴のない馬
 - (ウ) 理化学検査陽性により出走停止処分を受けた後、1回以上の出走履歴のない馬
- (3) 転入馬については、サイクル途中で追加して編成する場合がある。
 - ア. 次の全てを満たす馬を対象とする。
 - (ア) 1. の規定により出走申込する馬
 - (イ) 当該サイクル編成日以降に高知競馬所属となった馬
 - (ウ) 一走目に編成可能な馬
 - イ. 編成方法は、次のとおり。
 - (ア) 6. の規定により編成する。
 - (イ) 編成頭数が多く、出走可能頭数を上回る場合は、既に編成されている馬を優先し、追加編成馬を調整する。
 - (ウ) 同一きゅう舎の編成頭数が60%を超える場合は、既に編成されている馬を優先し、追加編成馬を調整する。
 - ウ. 重賞競走、準重賞競走及び特別競走には、編成しない。
 - エ. 出走頭数が多く編成することが困難な場合は、追加の出走申込を受け付けない。

3. 馬検査

「平成27年度高知競馬馬検査実施要項」に定める。

4. 番組賞金

- (1) 番組賞金は次のとおりとする。

- (ア) 次表の期間に、収得した本賞金（以下「収得賞金」という）の合計額とする。

開催第1日	番組賞金算出対象期間
4月1日 から 9月30日	前々年度の 4月1日 から 編成日
10月1日 から 3月31日	前々年度の 10月1日 から 編成日

- (イ) 収得賞金は、次表により換算する。

競馬場等	換算率
中央競馬	
ダートグレード競走	
JRA認定競走の一着	30%
高知競馬の新馬競走（特別競走）	

浦和 船橋 大井 川崎	40%
岩手（盛岡・水沢） 兵庫（園田・姫路）	50%
金沢 笠松 名古屋 福山	60%
北海道（旭川・札幌・門別） 佐賀	70%
高知 荒尾	100%

JRA条件交流競走は各競馬場の換算率を適用する。

換算後、千円未満は切り捨てる。

(2) 他場所属馬が出走する場合、(1)により換算したものを番組賞金とする。

5. 二歳及び三歳馬の取扱い

- (1) 二歳及び三歳馬は、番組賞金が300,000円に達した場合、その額の一般馬の順位（以下「一般格」という）に編入格付する。
- (2) 二歳又は三歳で一般格に編入格付した馬は、重賞競走に出走する場合を除き、3歳格の競走には出走できない。
- (3) 2歳格及び3歳格は、申込頭数等の状況により、他の格（3歳格及び一般格）に編成する場合がある。
- (4) 3歳格の競走は9月30日までとし、10月1日から一般格に編入格付する。

6. 番組の編成について

番組の編成は次のとおりとする。

- (1) 番組の編成は、1から6日間を1サイクルとして年間28サイクル実施する。
- (2) 競走は、重賞競走、準重賞競走、特別競走、普通競走の4種類とする。
- (3) 最大出走頭数は、12頭とする。
ただし、1600mは11頭、1000mは10頭とする。
- (4) 競走馬の級区分は次表のとおりとする。

格	級	番組賞金等条件		
一般	A	1,800,000円超		
	B	1,800,000円以下		
	C 1	1,200,000円以下		
	C 2	900,000円以下		
	C 3	600,000円以下		
		4月 1日から 6月 28日 9月 23日から 1月 1日	300,000円以下	
		6月 29日から 9月 22日 1月 2日から 3月 27日	400,000円以下	
3歳		3歳馬（一般格編入馬を除く）		
2歳		2歳馬（一般格編入馬を除く）		

昇（降）級は1サイクル終了毎とする。

(5) 普通競走の編成は、次のとおりとする。

ア. 一般格の編成

- (ア) 各級において番組賞金及び競走成績により編成する。
他場所属馬についても、同様に編成する。
ただし、重賞競走、準重賞競走又は上位級特別競走を希望する場合はこの限りでない。
- (イ) 転入後初出走となる馬についても、(ア) に定めるとおり編成する。
- (ウ) 収得賞金起算日の変更により下位の級に格付けとなる馬で、競走能力が優れていると判断されるときは、上位の級に編成する場合がある。
- (エ) 指定する級については、(ア) によらず、競走成績を参考とし、選出により編成する。
- (オ) 参考とする競走成績は、ダート交流重賞競走、他場の重賞競走、高知競馬の競走とする。
- (カ) 出走資格を満たす馬については、重賞競走、準重賞競走、特別競走、上位級の最上位又は当該級の最上位への出走を希望できる。

イ. 2歳・3歳格の編成

2歳・3歳格の編成については、一般格に準じて編成する。

- (6) 重賞競走、準重賞競走及び特別競走に出走できる馬の資格及び選出基準は、「平成27年度高知競馬重賞競走等選出基準」に定める。
- (ア) 重賞競走、準重賞競走及び交流競走については、競走成績を選考基準とし、出走希望を考慮し、選出する。
- (イ) 参考とする競走成績は、ダート交流重賞競走、他場の重賞競走、高知競馬の競走とする。
- (ウ) 級を指定する特別競走については、各級番組賞金上位33頭及び出走希望馬のうち、前走成績が1着の馬、続いて出走希望馬、前走成績上位馬及び前走人気上位馬を選出する。
なお、前走が二走目の場合は前々走の成績も対象とする。
ただし、長期休養馬（最終出走日から出走申込日までに3ヶ月を経過した馬）は対象としない。
- (エ) 転入後初出走となる馬については、重賞競走、準重賞競走及び特別競走に選出しない。
- (7) (6)(エ)によらず、転入後、他場のダート交流重賞競走に出走した馬又は他場の重賞競走で1着となった馬は、直近の重賞競走（「黒船賞」を除く）又は準重賞競走、A級の最上位組（対象競走が牝馬限定競走の場合は牝馬準重賞競走、三歳競走の場合は三歳重賞競走、二歳競走の場合は二歳重賞競走）に編成する。
ただし、長期休養馬は、対象としない。
また、対象馬多数となるなどにより当該競走に編成できない馬については、次回以降適用する。
なお、以後高知競馬の競走に出走し2着以下となった場合、(4)に定める級に編成する。
- (8) 下位級馬が、重賞競走、準重賞競走（牝馬限定競走を除く）及び上位級の特別競走（JRA条件交流競走、全日本新人王争覇戦競走及び騎手交流競走を除く）に出走し、1着になった場合、次走は重賞競走、準重賞競走（牝馬限定競走を除く）又は当該級の特別競走にとどめる。
- (9) 下位級馬が上位級の特別競走に出走した場合、出走した級の二走目に出走できる。
編成順位は、成績を参考に、番組編成員が決定する。
また、負担重量については、当該級の馬として取り扱う。

- (10) 編成時の編成頭数により級混合競走を設ける場合がある。
- (ア) 選出により編成する場合は、特別競走とし、賞金諸手当等は上位級の特別競走として取り扱う。
- (イ) 級混合特別競走については、競走成績を選考基準とし、出走希望を考慮し、選出する。
- (ウ) 選出によらず編成する場合は、普通競走とし、賞金諸手当等は上位級の普通競走として取り扱う。
- (エ) 二走目に出走する場合、(4) に定める級として取り扱う。
- (11) 各競走における同一厩舎の編成頭数は、60%以内とする。
- (12) 編成組については、次のとおりとする。
- (ア) 重賞競走及び特別競走を含め上位から順にアラビア数字（1, 2, 3・・・）で表記する。
- (イ) 二走目については、いろは順カタカナ（イ, ロ, ハ・・・）で表記する。
- (13) 編成後の出走頭数調整については、次のとおりとする。
- (ア) 普通競走において、編成後に休場馬があったため、競走頭数が番組編成上不均等な頭数になる場合は、直近の上位又は下位から変更又は組の分割等再編成により調整をする。
- (イ) 重賞競走及び特別競走は、普通競走が番組編成上不均等な頭数にならない範囲で最大限の出走頭数を確保する。
- (ウ) 出走日の変更を伴う場合は、原則として3日前までに調整を行う。
- (エ) 競走路距離の変更を伴う場合は、原則として当初予定から200mの距離増減を上限として調整を行う。
- (14) 番組の発表は、原則として当該サイクル毎に、調教師に対し各自の管理馬の競走日程等を通知する。

7. 出走投票

調教師は、競馬番組で定める日時に出走投票所において、番組編成委員又は担当職員の立会いのもとに出走投票しなければならない。

- (1) 治療等のため使用した薬品又は薬剤の影響下にある馬の出走投票をしてはならない。
- (2) 騎手の1日における騎乗回数は8回以内とする。
ただし、開催執務委員長が認めた場合にはこの限りでない。
- (3) 馬番の決定は、当該競走の出走投票馬を対象に抽選により行う。

8. 負担重量

- (1) 負担重量は、次のとおりとする。
なお、年齢については当該サイクル第1日のものを適用する。

(ア) 定量重量1（一般格競走）
特に定めない特別競走及び普通競走については

二歳 54kg・三歳以上 56kg
二歳牝馬 1kg 減、三歳以上牝 2kg 減
下位級 1kg 減（希望馬を除く）

(イ) 定量重量2（2歳格競走）
二歳 55kg
牝 1kg 減

(ウ) 定量重量3（3歳格競走）
二歳 54kg
三歳 56kg

- (3) 女性騎手は、負担重量から 1kg 減ずる。
 ただし、重賞競走、JRA 指定交流競走及び騎手招待競走はこの限りでない。
- (4) 減量の印（記号）は次表のとおりとする。

印	減量重量
☆	1kg
△	2kg
▲	3kg
★	4kg

10. 賞金及び諸手当

「平成 27 年度高知競馬賞金諸手当支給要項」に定める。

11. 勝馬確定後の失格及び着順変更に係る取扱い

- (1) 競走成績の取扱い
 当該競走の成績は、変更後の着順（同着頭数の変更を含む。以下同じ）により取り扱う。
 なお、勝馬確定後に失格となった馬又は着順が変更された馬が、当該競走が行われた日の翌日から着順が変更されるまでの間に出て走した競走成績は変更しない。
- (2) 収得賞金の取り扱い
 収得賞金は、変更後の競走成績に基づいて改めて定める。
 ただし、勝馬確定後に失格となった馬又は着順を変更された馬が、直近の競走について、規則第 26 条の馬検査後、出走する資格がある馬として公表されている場合は、当該競走に関しては変更前の収得賞金により取り扱う。
 また、変更後の競走成績に基づく格付又は番組賞金は、次サイクルから適用する。

12. 交流競走等

他場の交流競走等に出走する場合は、他場へ入きゅうした期間を、高知競馬での入きゅうとみなす。

13. その他一般事項

- (1) 競走に出走した馬のうち第 2 位までに到達した馬及び裁決委員が指定した馬は、必ず検体採取所において、薬物検査のため検体（尿又は血液）の採取を受けなければならない。
 薬物検査の対象馬のうち裁決委員が指定する馬は、到着順位が第 3 位以下の馬のうち競走終了後、その都度一頭指定する。
 ただし、出走した頭数が 10 頭以下の競走については、裁決委員は対象馬を指定しないことができる。
- (2) 競走に出走する馬の装具は通常の競走用具以外の特殊な用具（折り返し手綱等）の使用は認めない。
 ただし、主催者が認めたものはこの限りでない。
- (3) 天災、地変、その他主催者の責任によらないで競走を中止し、又は延期した場合は、主催者はその責任を負わない。
- (4) 馬主、調教師、騎手及びきゅう務員は、競馬法、高知県競馬組合地方競馬実施条例及びその他関係法規を「知らない」やうをもって責任を免れることはできないものであつて、競馬の公正かつ円滑な運営に関して主催者に対してその責を負うものである。

附則 この要領は、平成 27 年 6 月 29 日から適用する。

平成 27 年度 高知競馬重賞競走等選出基準

重賞競走 一般

競走名	出走資格	選出基準等
二十四万石賞	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
福永洋一記念	1. 四歳以上 2. 出走申込時、高知在籍で 1 走以上	出走頭数 11 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
トレノ賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
農林水産大臣賞典 建依別賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 優先出走権を認める馬 本年度「トレノ賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
珊瑚冠賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
黒潮マイル チャンピオンシップ	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 11 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
GRAND PRIX 高知県知事賞	1. 三歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 優先出走権を認める馬 本年度「珊瑚冠賞」3 着以内 2. 高知県競馬組合による選出
大高坂賞	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
黒潮スプリンターズ カップ	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内(他場所属馬 8 頭以内) 1. 高知県競馬組合による選出 ※別途実施要領及び細目を定める
だるま夕日賞	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 11 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
農林水産大臣賞典 黒船賞 (JpnⅢ)	1. サラブレッド系四歳以上 2. 出走申込時、高知競馬在籍で 2 走以上 他場所属馬 1. サラブレッド系四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上 日本中央競馬会所属馬 1. サラブレッド系四歳以上	JRA5 頭、地方 7 頭(高知 3 頭以内) 日本中央競馬会所属馬 1. 日本中央競馬会の指定順位 地方競馬所属馬 1. 優先出走権を認める馬 ①大高坂賞 1400m 優勝馬 ②黒潮スプリンターズカップ 1300m 優勝馬 ③だるま夕日賞 1600m 優勝馬 2. 高知県競馬組合による選出 ※別途実施要領及び細目を定める
御厨人窟賞	1. 四歳以上 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出

重賞競走 3歳

競走名	出走資格	選出基準
黒潮皐月賞	1. 三歳 2. 出走申込時、所属場で 1 走以上	出走頭数 12 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出

		1. 高知県競馬組合による選出
A級B級 混合特別競走	1. A級以下	出走頭数 12 (11) 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
B級C 1級 混合特別競走	1. B級以下	出走頭数 12 (11) 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
C 1級C 2級 混合特別競走	1. C 1級以下	出走頭数 12 (11) 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
C 2級C 3級 混合特別競走	1. C 2級以下	出走頭数 12 (11) 頭以内 1. 高知県競馬組合による選出
全日本新人王争覇戦 競走	1. 出走申込時、高知競馬在籍で 2 走以上 2. 指定する級	1. 高知県競馬組合による選出 (指定する級を対象) ※別途実施要領及び細目を定める
騎手（招待）交流競走	1. 出走申込時、高知競馬在籍で 1 走以上 2. 指定する級	1. 高知県競馬組合による選出 (指定する級を対象) ※別途実施要領及び細目を定める

平成 27 年度 高知競馬馬検査実施要項

1. 趣旨

高知県競馬組合管理者（以下「管理者」という）は、競馬の公正を期すためこの要項により馬検査を実施する。

2. 検査員

検査員は、管理者が任命又は委嘱した開催執務委員をもって充てる。

3. 馬体検査

馬体検査とは、対象馬に対し個体の確認、体型、外貌歩様及び健康状態について行う検査を行う。

(1) 対象馬

馬体検査は、次に該当する馬について馬体検査場で行う。

ただし、高知競馬開催執務委員長（以下「委員長」という）が認めた場合は、この限りではない。

(ア) 初出走馬

(イ) 長期休養馬

最終出走日（合格した能力検査、高知競馬在籍中に出走した他場の交流競走及び招待競走を含む）から出走申込日までに 6 ヶ月を経過した馬。

ただし、出走申込時に、当該開催編成まで出走が予定されている馬はこの限りでない。

(ウ) 出走停止処分を受けた馬

(エ) 再検査指定馬（再検査指定日の翌日から 5 日以上経過した馬）

(オ) その他、管理者又は委員長が指定した馬

(2) 馬体検査の合否

馬体検査において次に掲げる馬体の疾病又は損傷等により健康状態に支障があると認められた馬は不合格とする。

ア. 運動器疾患に基づくもの

(ア) 骨折、脱臼

(イ) 骨瘤、骨膜炎、関節炎、飛節内・外腫

(ウ) 腱炎、韌帯炎（周辺組織の肥厚を含む）

(エ) 肩跛行、竜跛行等

イ. 疾病又は創傷に基づくもの

(ア) 蹄葉炎、裂蹄、踏創、蹄釘傷、蹄球炎

(イ) 挫創、蹴傷、裂傷、冠膝、肘腫等

(ウ) 視力が正常でないもの

ただし、高知競馬において競走中の事故により視力を失い 1 眼となった場合については、競走に支障のない限り出走を認める。

(エ) その他、腰角欠損、奇形等競走に支障があると認められるもの

4. 発走検査及び能力検査

(1) 対象馬

発走検査及び能力検査は、馬体検査に合格し、次に該当する馬について行う。

また、検査は同時に 1 回限り行う。

(ア) 初出走馬（未出走馬は、事前にゲート練習を受けること）

ただし、出走申込日前 6 ヶ月以内に出走歴のある馬はゲート練習のみとする。

- (ウ) 出走投票終了までに、競走取止（開催中止）となり当該サイクルで出走することができないとき、申込馬一頭につき1,000円を支給する。
- (エ) 出走投票後、当該競走発売前に競走取止（開催中止）となり代替開催を行わないとき、当該競走に出走投票した所有馬一頭につき10,000円を支給する。
ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。
- (オ) 出走投票後、当該競走発売後に競走取止（開催中止）となり代替開催を行わないとき、当該競走に出走投票した所有馬一頭につき出走手相当額を支給する。
ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。
- (カ) 交流競走等でこの要綱にないものは、当該競走の実施要領及び実施細目により定める額を支給する。
- (キ) 失格となった馬に係る賞金、奨励金及び諸手当は支給しない。

2. 調教師に対するもの

(1) 調教師賞

管理馬が一着、二着のとき、次の額（同着のときは按分した額）を支給する。
ただし、賞典停止期間中は支給しない。

(ア) 黒船賞（JpnⅢ）	一着	100,000円
	二着	50,000円
	三着	30,000円
(イ) その他、実施要領などで定めない競走	一着	1,000円
	二着	500円
	三着	300円

(2) 調教管理手当

管理馬が出走したとき、一頭につき次の額を支給する。
ただし、賞典停止期間中又は自らの事由による競走除外のときは支給しない。

(ア) 黒船賞（JpnⅢ）	10,000円
(イ) その他、実施要領などで定めない競走	5,000円

(3) レコード賞

管理馬が従前の競走タイムを記録更新したとき、3,000円を支給する。

- (ア) 当該競走で2頭以上あったときは、最高タイムの馬に支給する。
- (イ) 同タイムのときは、一着の馬に支給する。
- (ウ) 同着のときは、それぞれの馬に支給する。
- (エ) 新競走路距離において記録を設定したときは、支給しない。

(4) その他

- (ア) 管理馬が他馬の影響又は騎手に起因する競走除外となったとき、一頭につき調教管理手当相当額を支給する。
ただし、賞典停止期間中は支給しない。
- (イ) 競走不成立となったとき、出走した管理馬一頭につき調教管理手当相当額を支給する。
ただし、賞典停止期間中は支給しない。
- (ウ) 出走投票後、当該競走発売前に競走取止（開催中止）となり代替開催を行わないとき、当該競走に出走投票した管理馬一頭につき1,000円を支給する。
ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。
また、賞典停止期間中は支給しない。
- (エ) 出走投票後、当該競走発売後に競走取止（開催中止）となり代替開催を行わないとき、当該競走に出走投票した管理馬一頭につき調教管理手当相当額を支給する。
ただし、出走取消及び競走除外となった馬は対象外とする。

6. 支給方法

「賞金等口座振替申請書」により届出された各個人の銀行口座へ振り込む。

7. 支給期間

各回終了後の翌々日以降の金融機関営業日に、各々届出口座に振り込む。

ただし、日程の都合により変更する場合がある。

8. 勝馬確定後の失格及び着順変更に係る取り扱い

(1) 賞金、奨励金及び諸手当（以下「賞金等」という）

（ア）当該競走の賞金等は、高知競馬番組編成要領 11.（1）の変更後の競走成績に基づいて交付する。

（イ）勝馬確定後に失格及び降着となった馬に係る賞金等を既に受領している者は、管理者が指定する期日までに、当該賞金等の差額を返還しなければならない。

（ウ）着順が変更された馬に係る賞金は、既に交付した賞金の額と高知競馬番組編成要領 11.（1）の変更後の競走成績に基づく賞金の額との差額を交付する。

(2) 賞状及び賞品

（ア）当該競走の賞状及び賞品は、高知競馬番組編成要領 11.（1）の変更後の競走成績に基づいて交付する。

（イ）勝馬確定後に失格となった馬に係る賞状及び賞品を既に受領している者は、管理者が指定する期日までに当該賞状及び賞品を返還しなければならない。

（ウ）着順が変更された馬に係る賞状及び賞品につき、既に交付したものと高知競馬番組編成要領 11.（1）の変更後の競走成績に基づいて交付するものとが異なる場合には、既に交付した賞状及び賞品を返還させるものとし、その後改めて変更後の競走成績に基づく賞状及び賞品を交付する。

附則 この要項は、平成 27 年 7 月 31 日から適用する。

ただし、高知競馬開催は、赤字を出すことができないため必要に応じ、変更する場合がある。